令和８年度シニアサイクルE-bike推進事業委託業務仕様書

１　事業の目的

高齢化が進む本県においては、スポーツ活動など、高齢者の社会参加・交流意欲が高まっており、スポーツ活動等へ参加するきっかけづくりや活躍の場、異世代・家族等との交流の場の創出が求められている。そのような中、家族等と一緒に楽しめるサイクリングイベントを開催し、高齢者がスポーツに取り組む機会や家族のきずなを深める機会を提供することにより、サイクリングを通じた高齢者の生きがいづくりや健康づくりを推進し、本県におけるシニア世代を対象としたスポーツ振興を図ることとする。

２　イベントの開催概要

（１）開催日時

契約締結の日から令和９年３月31日までの間に実施することとする。

（２）開催内容

サイクリングに関心のあるシニア層及びその家族が一緒に楽しむことができるE-bikeによるサイクリングイベントを開催することとする。

（３）対象者・参加定員数

愛媛県内に居住する概ね60歳以上の高齢者とその家族等20組程度

（４）イベントの内容

①　交通ルール・マナー講習

②　E-bikeの講習会

③　サイクリングイベント

（５）参加料

イベントに係る参加料を設定すること。

参加料は上限３千円程度とし、受託者が収受する（参加料は、保険料等に係る経費に充てるものとする）。

３　業務内容

上記２に掲げるイベントの開催概要をもとに、受託者は次の業務を実施すること。なお、実施に当たっては、走行上の安全管理など、参加者の安全に万全を期すこととし、事前に実施計画（実施内容、スケジュール、運営体制（連絡体制や雨天時対応等も含む）、安全対策等）を作成のうえ、県の了解を得ること。また、イベント終了後には、実施報告書を作成すること。

（１）イベントの開催会場及びコースの設定

次の各号に掲げる会場を確保するとともに、コースを設定すること。

①　参加者の駐車場、受付場所及び解散場所

②　交通ルール・マナー講習の開催場所

③　E-bikeの講習会の開催場所

E-bikeの講習会を安全に実施できる十分な広さを確保すること。

④　サイクリングイベントのコース

重信川サイクリングロードを中心に、下記ア～エの条件をすべて満たすコースとすること。

ア　参加者が安全な環境の下で走行できること。

イ　参加者の体力や健康状態等を考慮すること。

ウ　風光明媚な場所を含めるなど、サイクリングの魅力を体感できること。

エ　走行途中の休憩場所（食事や水分補給、トイレ等を含む）を確保できること。

（２）参加者の募集及び受付

①　参加者の募集

参加者の募集に当たり、テレビ・ラジオ放送やSNS等の各種媒体を用いて、より効果的に県内の高齢者層へ周知すること。

②　参加者の受付

受託者において参加申込を受け付け、参加（申込）者名簿を作成の上、管理すること。また、参加料の収受及び管理を行うこと。

（３）イベントの実施概要

①交通ルール・マナー講習

参加者にサイクリング走行に当たっての交通安全ルールやマナーに関する説明を行うこと。

②E-bikeの講習会

安全が確保された場所において、参加者へE-bikeの講習会を実施し、E-bikeに関する知識・技能を習得させるほか、高齢者やその家族等の身体的特徴等を踏まえた安全走行に資するための基本的な乗り方、公道を走る際の注意点等の説明を行うこと。

③サイクリングイベント

前各号の指導により安全に走行できる知識・技能を習得した参加者が、サイクリングの魅力を体感できるよう、上記（１）で設定したコースにおいてサイクリングイベントを行う。イベントでは、参加者が安全にサイクリングを行うことができるよう、適切にスタッフを配置すること。万が一、転倒等の事故が起こった場合は、受託者の責任において対応すること。

（４）イベントスタッフ等の確保

参加者の走行誘導及び安全管理を万全に行うため、次に掲げるスタッフ等を適切な数量確保し、配置すること。

①全体統括者

②サイクリングガイド

上記（３）③のサイクリングイベントにおいて、参加者の先導及び伴走を行いながら、サイクリングの技術的指導や楽しみ方、心構え等を助言することができる者。

③救護スタッフ

参加者の体調を観察し、体調不良等に対処するための知識を有する者。なお、救護スタッフは、本号①②及び④を兼ねることができる。

④その他スタッフ

前各号のほか、本業務の実施に必要な誘導・立哨等を担う者。

⑤伴走車両

救護用品や飲食物等の補給のほか、緊急時に参加者の搬送を行うための伴走車両。

（５）イベント事業実施計画書の作成

イベントの開催１週間前までに、タイムスケジュールや参加者名簿に加え、スタッフの役割や緊急連絡先など運営体制を含めた事業実施計画書を作成の上、県に提出すること。

（６）傷害保険等への加入

イベントに係る事故等に備え、参加者及びスタッフに対して傷害保険等への加入を行うこと。

（７）独自提案

本業務の成果を高めるために有効と考える独自の企画を行うこと。

４　対象経費

委託事業に係る対象経費は、事業実施に必要な諸経費（人件費、報償費（謝金等）、旅費、需用費（消耗品費等）、役務費（通信運搬費、傷害保険料等）、委託料（県が必要と認めるものに限る）、使用料及び賃借料（機材等の借上げ料等））とする。

５　その他

（１）その他詳細については、県と受託者で協議する。

（２）コースの安全性を考慮し、事前に十分な下見を行うとともに、道路工事の予定など道路状況等に細心の注意を払うこと。

（３）委託料の請求は、精算払いとするが、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前払いすることがある。